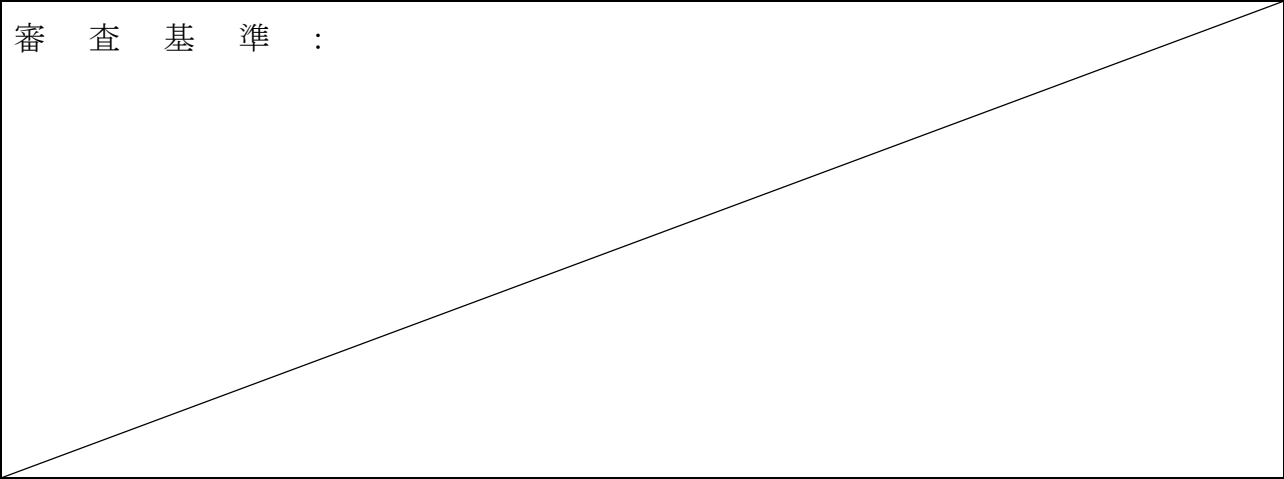


審査基準

A-t-2

平成 28 年 4 月 1 日作成

法令名	: 火薬類取締法
根拠条項	: 第 17 条第 8 項
処分の概要	: 譲渡許可証又は譲受許可証の再交付
原権者(委任先)	: 愛知県公安委員会
法令の定め	: 火薬類取締法 第 17 条第 8 項 (譲渡許可証等の再交付の申請) 第 50 条の 2 (猟銃用火薬類等の特則) 火薬類取締法施行令 第 12 条 (政令で定める火薬) 猟銃用火薬類等の譲渡、譲受け、輸入及び消費に関する内閣府令 第 7 条第 1 項 (譲渡許可証等の再交付の申請) 第 13 条 (申請及び届出の手続)
審査基準	: 
標準処理期間	: 1 日
申請先	: 許可証の交付を受けた警察署の生活安全課窓口
問合せ先	: 愛知県警察本部 生活安全部 保安課 銃砲危険物係 (電話 052-951-1611 内線 3177)
備考	: